

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令の番号	昭和25法律第201号					
許認可等の種類	一団地総合認定の取消し			根拠条項	法第86条の5					
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「敷地共同利用の促進のための建築基準法第86条第1項の規定の運用について」（昭和60年2月8日住街発5号） ・「敷地共同利用に係る建築基準法第86条第1項の認定準則に関する技術基準について」（昭和60年2月8日住街発6号） ・「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成11年4月28日住指発201号、住街発48号）の「別紙4 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」による。 									
	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連担建築物設計制度活用ハンドブック（(財)日本建築センター発行）」 									
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	60	日	目次	74
						標準経由期間		日	NO	